

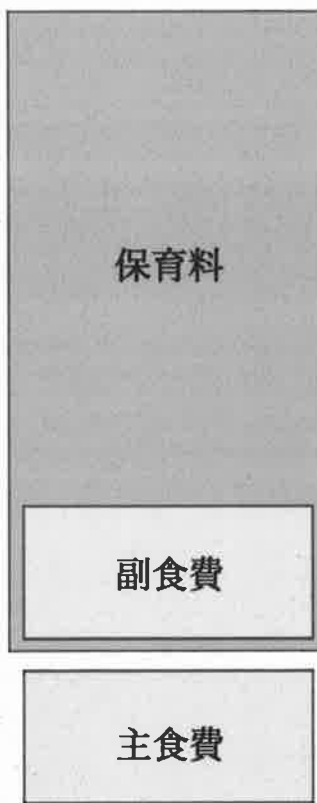
3歳から5歳までの保護者の皆様へ

10月1日から、保育料が無償化されます

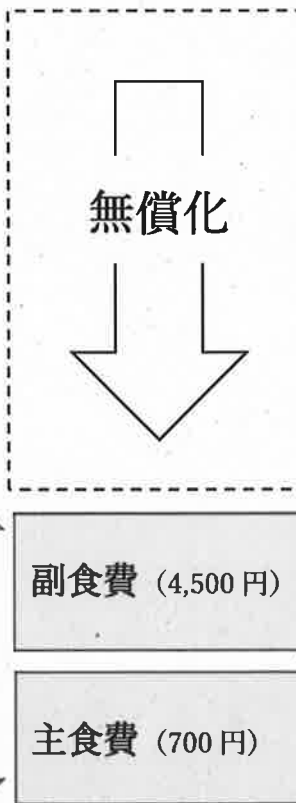
- 令和元年10月1日から、3歳から5歳までのお子さんの保育料が無償化されます。
- 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者のご負担となります。

3歳から5歳児クラスの保育料と給食費について

～これまで～



～無償化後（令和元年10月1日以降）～



保育料（副食費除く）が
無償化されます。

給食費（主食費・
副食費）は、保護
者のご負担となり
ます。